

議案第75号

松阪市勤労者総合福祉施設条例の一部改正について

松阪市勤労者総合福祉施設条例（平成17年松阪市条例第167号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月16日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市勤労者総合福祉施設条例の一部を改正する条例

松阪市勤労者総合福祉施設条例（平成17年松阪市条例第167号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ワークセンター松阪条例

第1条第1項を次のように改める。

松阪市は、雇用の促進と勤労者その他市民の健康・福祉の増進及び文化教養の向上を図るため、次の施設を設置する。

名称 ワークセンター松阪

位置 松阪市上川町212番地1

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 施設及び設備の利用に関すること。

第5条第5号中「勤労青少年に対する」を削り、同条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条第2項を削り、同条を第5条とする。

第8条第1項中「第1項」を削り、同条を第6条とする。

第9条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第11条第1項の規定により指定を受けた指定管理者が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除

第9条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用できないとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第 11 条 ワークセンター松阪の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づ
き市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、ワークセンター松阪の
管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第 4 条に規定する事業に関すること。
- (2) ワークセンター松阪の利用及び利用料金に関すること。
- (3) ワークセンター松阪、設備器具等の維持管理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次に掲げると
おりとする。

- (1) 市長は、指定管理者に施設使用料を利用料金として当該指定管理者の収入
として収受させるものとする。
- (2) 第 2 条及び第 3 条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理
者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第 4 条中「市長
が必要と認める」とあるのは「指定管理者が必要と認めるものであって、あら
かじめ市長の承認を得た」と、第 5 条中「市長の許可」とあるのは「指定管理
者の許可」と、第 6 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条
第 1 項中「別表に定める使用料」とあるのは「別表に定める額の範囲内におい
て指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める利用料金」と、同条第 2 項
中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 7 条の見出し中「使用料」とある
のは「利用料金」と、同条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使
用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 3 号中「市長が特に必要があると認
める」とあるのは「指定管理者が、特に必要があると認め、あらかじめ市長の
承認を得た」と、第 8 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同
条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 2 号中「市長が特に必要が
あると認める」とあるのは「指定管理者が、特に必要があると認め、あらかじ
め市長の承認を得た」と、第 10 条ただし書中「市長が損害を賠償させること
が適当でないと認めた」とあるのは「指定管理者が損害を賠償させることが適
当でないと認め、あらかじめ市長の承認を得た」と、別表中「使用料」とある
のは「利用料金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第 12 条を削り、第 13 条を第 12 条とする。

別表中「（第 8 条関係）」を「（第 6 条関係）」に改め、同表中「松阪勤労者総
合福祉センター」を「本館」に、「松阪市労働会館」を「第一別館」に、「松阪市
勤労青少年ホーム」を「第二別館」に、「松阪勤労者体育施設」を「体育施設」に
改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 市内に事務所を有する労働関係団体の集合組織が勤労者の福祉の増進又は

文化教養の向上のために利用する場合においては、上記使用料の額に2分の1を乗じた額を使用料とする。

2 本館多目的ホール及び体育施設テニスコートにおける個人利用は、団体予約がない場合に限る。

3 営利又は営業上の目的で利用する場合は、平日にあつては使用料の1.5倍、日曜日及び休日にあつては2倍とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。